

**栃木県設計積算システム構築業務
公募型プロポーザル
実施要領等に係る質問と回答**

No	項目	質問内容	回答
1	提案上限額について	実施要領「第1 業務概要 3 提案上限額」に記載されている187,764,000円（消費税及び地方消費税を含む。）は、貴県のみの構築費用であるという認識で相違ないでしょうか。それとも、共同利用する本システムの共同利用者である（公財）とちぎ建設技術センターの費用を含めたものを指すものでしょうか。	本県の構築費用の上限額になります。
2	配置予定技術者に対する要件について	実績については、「国、特殊法人等、都道府県が発注した」と記載がありますが、政令指定都市での実績がある場合、含めることは可能でしょうか。また、含めた場合の評価への影響はございますでしょうか。	政令指定都市での実績は含めません。 提出様式に記載された場合は、当該期間を除外して従事期間を算定します。
3	配置予定技術者に対する要件について	TECRIS登録番号について TECRIS登録番号欄は、登録番号がない場合、記載をしなくても問題ないでしょうか。	お示しの認識で相違ございません。
4	配置予定技術者に対する要件について	実施要領「第5 参加表明書の作成及び記載上の留意事項 3 参加表明書添付資料の内容に関する留意事項」に「記載する業務は、平成27(2015)年度以降に完了した業務とする。」と記載がございます。 長期にわたる継続契約（開発と運用が一体となった契約、あるいは複数年分の運用保守契約等）の実績がある場合、契約書としては完全に完了していないことも、運用フェーズへの移行など、一部が完了している実績を記載することは可能でしょうか。 また、契約上の責任が完了した一部の契約書については、原本管理の都合上、すでに廃棄されており、内容を確認できない場合がございます。この点も考慮した上でのご判断をお願いいたします。	長期にわたる継続契約の場合、参加表明書提出時点までの実績で記入してください。また、開発と運用を一体で契約しており、なおかつ当該業務を実施中の場合、開発完了を証明する資料（例：業務（一部）完了報告）の提出と併せ、同種業務実績ありと見なします。 技術提案書特定後に実績を証明する資料（契約書等）の写しを提示してください。
5	配置予定技術者に対する要件について	同種の実績について 同種の実績の中には、貴県の要求仕様と同様の内容の場合でも、システム構築ではなく改修業務やサービス提供（運用保守や維持管理）の一部としての委託内容となっている場合がございます。この場合も同種の実績として記載することは問題ないでしょうか。また、これによる評価の影響はない認識で相違ないでしょうか。	既存システムの改修業務やサービス提供の一部として実施している場合は類似業務としてご記載ください。
6	配置予定技術者に対する要件について	業務概要・業務の技術的特徴について 各団体様の同種・類似実績については、概要や特徴について違いがない場合がございます。この場合の記載内容については、各実績で同様の記載をしても差し支えないでしょうか。 ※個別の設定やカスタマイズは抜きとして、概要や特徴という観点では同じ内容である場合を指します。 また、記載の内容も評価に影響すると捉えて相違ないでしょうか。	同様の記載をしてかまいません。
7	配置予定技術者に対する要件について	経歴・実績資料の様式について 技術提案書における「配置予定技術者の経歴等」および「配置予定技術者の過去10年間の同種又は類似業務の実績」については、様式第8号および様式第9号を指しているという認識でよろしいでしょうか。あるいは任意様式での提出が必要でしょうか。	技術提案書における「配置予定技術者の経歴等」および「配置予定技術者の過去10年間の同種又は類似業務の実績」については、様式第8号および様式第9号を指しています。（要領第10の3）
8	配置予定技術者に対する要件について	実施要領P9「配置予定技術者の経験及び能力」の「業務主任技術者 > 専門技術力 > 業務執行技術力」に記載の「過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容について」に関して確認させてください。 当該実績は、同一の相手方に対し、かつ同一の業務を継続して10年間従事している必要はないという理解でよろしいでしょうか。複数の相手方や異なる業務であっても、同種または類似業務としての実績と認められますでしょうか。	「過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容について」は、平成27年度以降に完了した業務において1件以上の実績を有していれば認められます。（要領第2の2）
9	配置予定技術者について	様式第7号に記載する3名に再委託先の技術者を含めて記載する必要はない理解で良いでしょうか。 ※再委託先の技術者まで記載する必要があるかないかを確認させて頂きたいです。	軽易な作業を再委託先の技術者が実施する場合などは記載不要です。

10	配置予定技術者について	<p>栃木県設計積算システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領3 参加表明書添付資料の内容に関する留意事項</p> <p>担当技術者は、実施する分担業務ごとに代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載する。との記載がございます。最大3名には、業務主任技術者を含め3名ということでしょうか。</p> <p>例：業務主任技術者A、担当者B、担当者Cで3名、あるいは業務主任技術者、担当者A、担当者B、担当者Cの扱いになるかを確認したいです。</p>	主任技術者を含めない最大3名まで記載可能です。
11	配置予定技術者について	代表技術者を最大3名と記載がございますが、3名は提案者のみの技術者である必要がございますでしょうか。本契約にあたり、再委託を希望する場合には再委託先の配置予定技術者の記載を行う必要があるかを確認させてください。	記載の技術者は提案者である必要はありません。
12	配置予定技術者について	代表技術者を最大3名と記載がございますが、この「最大3名」という記載は、3名を上限としつつ、必ずしも3名を用意する必要はないという理解でよろしいでしょうか。また、提案において、記載する代表技術者の人数が評価に影響を与える可能性はあるか、併せてご教示いただけますでしょうか。	お示しの認識で相違ございません。 様式第7号および第8号記載の技術者の数は評価に影響を与えません。
13	配置予定技術者について	公募型プロポーザル実施要領の第5 参加表明書の作成及び記載上の留意事項に・記載する業務数は、技術者1名につき1件とする。と記載がありますが、記載する業務は他の技術者と被る場合は同様の業務を記載することは問題ないでしょうか。また、構築業務については1年未満のケースがあり、複数の構築業務に従事しないと1年以上にならないため、2件以上の記載をすることは可能でしょうか。	同様の業務を記載する事は可能です。 配置予定技術者の実績は当該部門従事期間と異なり、1年以上である必要はありません。記載する業務は1件のみとしてください。
14	配置予定技術者について	担当技術者の経歴記載の範囲について 様式第8号の担当技術者の経歴は、参画を予定している技術者（最大3名）全員の記載が必要となりますでしょうか。その場合、従事経歴が被る場合でも技術者1名につき、1枚の提出が必要となりますでしょうか。 関連して、様式9号でも技術者の実績が被る場合も技術者1名につき、1枚の提出が必要となりますでしょうか。	担当技術者（最大3名）全員の記載をお願いします。従事経歴が被る場合でも技術者1名につき、1枚の提出をお願いします。 様式9号も同様に、技術者の実績が被る場合も技術者1名につき1枚の提出をお願いします。
15	配置予定技術者について	技術者の変更について 本調達後に記載した技術者の変更が必要になった場合、変更は可能でしょうか。	本調達後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めません。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により配置予定者の変更を行う場合には、同等以上の経験及び能力を有する者であるとの発注者の了解を得たときは、この限りではありません。
16	提出書類について	実施要領「第5 参加表明書の作成及び記載上の留意事項 2 参加表明書添付資料及び内容に関する留意事項」に記載されています。参加表明書における提出書類について、以下の認識でよろしいでしょうか。 様式第1号：参加表明書 様式第6号：入札参加資格審査資料 様式第7号：業務実施体制 様式第8号：配置予定技術者資料 様式第9号：配置予定技術者の過去10年間の同種又は類似業務実績	お示しの認識で相違ございません。
17	提出書類について	実施要領に記載されている様式第5号の提出は、参加表明書の提出期限と技術提案書の提出期限のどちらが適用されるのでしょうか。	様式第5号は技術提案書の提出期限が適用されます。
18	様式第10号について	3 技術提案書の内容に関する留意事項、実施方針・実施フロー・工程表には「記載様式は様式第10号とし、A4版1枚に記載する。」と記載がありますが、様式10のフォーマットの枠のサイズの関係上、収まらない場合は印刷時にA4 1枚（印刷時に表・裏で1枚ずつ）で許容頂くことは可能でしょうか。	記載はA4片面1枚を原則としますが、仕様書の要件を記載する際に工程計画の記入欄が不足する場合は、様式第10号に2枚目を追加し工程計画のみ2枚目に記載する事ができる事とします。（実施要領（補足）第10の7）
19	様式第10号について	業務フローと工程計画については、構築作業におけるスケジュール・作業内容を記載する認識で相違ないでしょうか。※様式10には業務フローとの記載がありますが、実施要領には実施フローと記載があり、業務フローが指すものがシステム構築なのか、提案システムの業務フローなのかを確認させて頂きます。	お示しの認識の通り、構築作業におけるスケジュール、作業内容の記載で相違ありません。
20	仕様書について	仕様書記載内容への提案様式について 技術提案書において、仕様書の記載を満たしていることを提案する様式が見受けられません。この内容は、様式第12号「その他」に記載する形となるのか、または任意様式での提出が必要でしょうか。 (※様式第12号で1枚以内の記載では、仕様書に対する提案内容を十分に記載することが困難と考えております。)	様式第12号のほか、別紙3に記載しご提出ください。 また、「栃木県設計積算システム構築業務・仕様書」に関する事項については追加様式1号に記載しご提出ください。 なお、追加用式第1号の提出は必須とします。

21	仕様書について	提案書の要綱・ページ上限について 上記の「仕様書記載内容への提案」を任意様式で提出する場合、記載における要綱（文字サイズ、行間等）やページ数の上限はございますでしょうか。	追加様式1号は下記の諸元にて作成してください。 文字サイズ：10ポイント以上 ページ数：20ページを上限 その他：項目の追加・削除不可。 印刷倍率（100%固定）
22	その他	システムパッケージ名等の記載について 技術提案書に提案するシステムパッケージ名や、その特徴に関する記載しても問題ないでしょうか。	技術提案書にはシステムパッケージ名等、固有名称で提案者が推定されうるものは記載しないでください。
23	契約書案について	本公司型プロポーザルの提供資料には、仕様書以外の契約書案がございません。提案書および見積書の作成にあたり、契約条件に関する情報が事前に確認できない状況では、提案者が自社の体制や計画を具体的に検討する上で、いくつかの懸念が生じる可能性がございます。技術提案書の提出前に開示いただくことは可能でしょうか。	契約については、技術提案が特定された後協議の上締結する予定です。
24	契約書案について	技術提案書の特定後から正式な契約締結に至るまでに、契約条文に関する質疑や協議を行う具体的な機会は設けられますでしょうか。	同上
25	仕様書 情報セキュリティ に関する事項について	A.栃木県情報セキュリティポリシー等に準拠し、万全の対策を講じること。と記載がございますが、公表されている「栃木県情報セキュリティ基本方針」とは別にセキュリティポリシーがあるものと捉えて相違ないでしょうか。この場合、セキュリティポリシーの準拠にあたっては仕様書に記載されている範囲で万全の対策を講じるのか、別途セキュリティポリシーを確認したうえで万全の対策を講じるのかをご教示いただけますでしょうか。	セキュリティポリシーとは「栃木県情報セキュリティ基本方針」ならびに「栃木県情報セキュリティ対策基準」の総称です。 業務実施にあたってはこれらセキュリティポリシーを確認した上で万全の対策を講じてください。
26	仕様書 情報セキュリティ に関する事項について	B.Aのセキュリティポリシーが公表されているもの以外にある場合の確認方法をご教示いただけますでしょうか。	対策基準について確認を要望される場合には、技術管理課で閲覧が可能です。 閲覧方法、日時については下記のとおり。 ・閲覧方法：紙および電子資料の閲覧 ・閲覧期間：令和8年1月16日から令和8年3月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後4時まで
27	仕様書 情報セキュリティ に関する事項について	クラウドサービスはISMS（ISO/IEC27017）認証の取得またはISMAP クラウドサービスリストへの登録がされていること。と記載がございますが、クラウドサービス名については技術提案書のどの様式で示す必要があるかをご教示いただけますでしょうか。	追加様式1号に記載してください。
28	仕様書 外部インター フェースに関する 事項について	現行の「工事執行管理システム」「電子閲覧連携システム」の具体的な商品名を教えていただけますでしょうか。 また、工事執行管理システムとの連携とは、設計書番号、設計金額、法定福利費金額以外は具体的に何がありますでしょうか。 連携後の表示画面などありましたら拝見したいです。	商品名等は下記のとおりです。 工事執行管理システム 商品名：無し（本県スクラッチ開発） 作成者：富士通Japan株式会社 電子閲覧連携システム 商品名：無し（本県スクラッチ開発） 作成者：富士通Japan株式会社 積算システムから工事執行管理システムに提供 ・設計書番号 ・設計金額 ・最低制限価格等計算書（PDF） ・工事費（委託費）内訳書（PDF） ・数量総括表（PDF） 工事執行管理システムから積算システムに提供 ・請負金額 ・開札日 ※法定福利費金額は連携しておりません 連携後の表示画面は別紙「他システム連携画面」を参照してください。
29	仕様書 データ移行について	実施要領P.5>特定テーマに対する技術提案>・上記第1.1業務内容に示した特定テーマに対する取り組み方法について、仕様書を踏まえ具体的に記載する。とありますが、上記第1.1業務内容の他、データ移行も貴県のシステム選定上重要と想定される為、技術提案として記載必須となりますでしょうか。この場合の記載箇所については特定テーマの中で表現する必要がある解釈で良いでしょうか。別様式での記載が必要な場合にはご指定頂きたいお願いいたします。	記載箇所について指定はありません。 ただし、仕様書等に示される業務内容に対する代替案等があれば提案いただく必要がありますので留意してください。（仕様書3.12.1）

30	仕様書 データ移行について	過去5年分の設計書データは、当初変更合わせて何本ぐらいでしょうか。	本県のデータ量は年間約10,000件（当初、変更含む）と想定しています（仕様書3.3）そのため5年分では約50,000件と想定しています。 上記想定にはとちぎ建設技術センター調達範囲のデータは含まれません。
----	------------------	-----------------------------------	--